

令和 8 年 6 月 29 日  
国土交通政策研究所

## 欧米等の交通分野における AI 等に関する制度等を調査しました ～「交通分野における AI 及び ICT の技術革新とガバナンス制度に関する調査研究」 報告書の公表～

国土交通政策研究所では、交通分野における AI 等の発展に向けた方策の検討に寄与するため、欧州、アジア及び北米を対象に、交通分野における AI 等に関する先進的取組について、その背景となる AI 等に係るガバナンス制度も含め総合的に整理しました。

### (1) 背景と目的

AI（人工知能）では、ICT（情報通信技術）の進歩に伴って、世界各地で技術革新が急速に進展しています。交通分野においても AI の活用が広がり、車両の自動運転等の課題解決のための AI 活用の検討及び実施が進められています。

本調査研究は、欧米及びアジアの交通分野における AI 及び ICT（以下「AI 等」という。）に関する先進的取組について、その背景となる AI 等に係るガバナンス制度も含め総合的に調査及び分析し、我が国の交通分野における AI 等の発展に向けた方策の検討に寄与する基礎資料を作成することを目的として実施しました。

### (2) 調査概要

本調査研究では、2 か年を通じて、欧州、アジア及び北米の各国を対象に、「AI 等のガバナンスの制度構築等の現状」「交通分野における AI 等の技術革新の動向」「陸上交通に係る行政機関、事業者等の AI 等の技術革新及びガバナンス制度への対応の現状及び見通し」等について調査及び分析を行い、日本において特に関心の高い「自動運転車（AV）」の領域を中心に整理しました。

欧州については、AI 等のガバナンスの制度構築及び交通分野における AI 等の新技術の検討、実証実験、社会実装等に関して、欧州をリードしていると考えられる地域及び国として、欧州連合（EU）に加え、英国、ドイツ及びフランスを調査しました。アジア及び北米については、自動運転分野の社会実装で世界をリードする米国及び中国に加え、AI 技術発展を取り巻く環境に関する各種指標が比較的高く、自動運転の社会実装に向けた取組等で進展が見られる韓国を調査しました。さらに、米国においては、連邦レベルの動向を踏まえつつ、全米 50 州の中から、特に AI 関連法及び自動運転関連法が成立している州に重点を置き、その中でもロボタクシー等の AV を活用した商用サービスの展開が積極的に進められている州として、カリフォルニア州及びテキサス州を中心に調査しました。

本調査研究により、欧米及びアジアの交通分野における AI 等に関する先進的取組について、その背景となる AI 等に係るガバナンス制度も含め総合的に把握しました。

- 本調査研究の概要については別紙をご覧ください。また、本調査研究全体の報告書は右記 URL からご覧ください。 <https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/index.html>

#### <お問い合わせ先>

国土交通政策研究所 吉田（よしだ）、吉原（よしはら）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15 階

電話：03-5369-6002(内線 208、205) E-Mail: hqt-inquiry-pri@gxb.mlit.go.jp

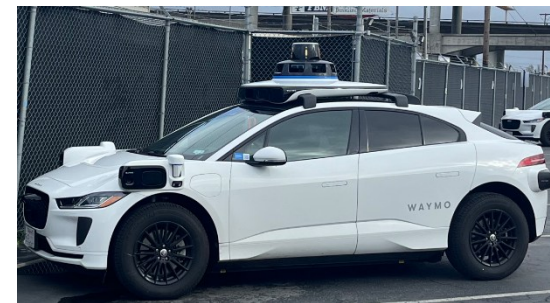


## 背景

- AI（人工知能）では、ICT（情報通信技術）の進歩に伴って、世界各地で技術革新が急速に進展している。
- 交通分野においてもAIの活用が広がり、車両の自動運転等の課題解決のためのAI活用の検討及び実施が進められている。

## 目的

- 欧米及びアジアの交通分野におけるAI及びICT（以下「AI等」という。）に関する先進的取組について、その背景となるAI等に係るガバナンス制度も含め総合的に調査及び分析し、我が国の交通分野におけるAI等の発展に向けた方策の検討に役立てる基礎資料を作成する。



Waymoのロボットタクシー  
（カリフォルニア州サンフランシスコ・国政研撮影）

## 内容

- 欧州、アジア及び北米の各国等を対象に、交通分野におけるAI等に関する先進的取組について、その背景となるAI等に係るガバナンス制度も含め総合的に調査を行い整理した。
- 米国及び韓国を対象に、自動運転サービス提供に関する事例調査を実施した。

## 地域・国

## ガバナンス制度

|   |      |                                                                |
|---|------|----------------------------------------------------------------|
| 1 | EU   | 2024年5月に世界初の包括的AI規制であるAI法が成立。                                  |
| 2 | 英国   | 法的拘束力のない戦略文書等に基づいてAIのイノベーションを推進。                               |
| 3 | ドイツ  | AI法に準拠する体制及び制度を構築中。                                            |
| 4 | フランス | AI法に準拠する体制及び制度を構築中。                                            |
| 5 | 米国   | 連邦レベルにおいてAIを包括的に規制する法律は存在しないものの、州レベルにおいて、AI等に関するガバナンスの制度構築を推進。 |
| 6 | 中国   | AIに関する法律、規制、倫理規範及び政策の予備的枠組みを構築中。                               |
| 7 | 韓国   | 2024年12月にアジア初となる包括的AI法が成立。                                     |

## まとめ

- EUでは、2024年5月に世界初の包括的AI規制であるAI法が成立し、交通分野を含むハイリスクAIシステムに対する規制等が定められた。ドイツ及びフランスでは、AI法に準拠し、その体制及び制度の整備が進められている。一方、英国では、法的拘束力のない戦略文書等に基づいてAIのイノベーションを推進している。
- 米国では、連邦レベルにおいてAIを包括的に規制する法律は存在しないものの、州レベルにおいて、AI等に関するガバナンスの制度構築を推進している。カリフォルニア州では、Waymoを中心に本格的なAVサービス導入が進んでいるが、「当初の規制では十分に対応できない予期せぬ運用上の課題を解決するための法改正」等が今後重点的に検討される見込みである。テキサス州では、緩やかな規制環境の下で事業者集積及び技術開発が進んでいるが、「ガバナンス上の課題」等が顕在化しており、今後は、AI関連法の施行により、認可制度及び報告義務が強化される見込みである。
- 中国では、AIを包括的に規制する単一の法律は成立していないものの、AIに関する法律、規制、政策の予備的枠組み等を構築中である。
- 韓国では、2024年12月にアジア初となる包括的AI法が成立した。また、AVタクシー及びAVバスの実証実験を進めており、今後は、レベル4実現に向けた技術的な課題の解決及び新たな規制枠組みの必要性等が重点的に検討される見込みである。